



肺炎球菌予防接種のご案内



対象者：満65歳の方 ※過去に肺炎球菌ワクチンを接種済みの方を除く

接種費用：3,300円 ※予診票に「個人負担金免除」とある方は無料
(令和9年4月1日以降に接種する場合、接種費用が変わることがあります)

接種までの流れ

ふむふむ



① 同封の医療機関一覧表を参考に、お医者さんへ電話して予約する

※キャンセルした場合、キャンセル料が発生することがあります。

② 接種日当日
次の物を用意して予約した医療機関へ行く

【持ち物】

記入した予診票

マイナ保険証
または資格確認書

(接種費用)

3,300円

③ 接種費自己負担分3,300円を払って接種を受ける

※接種の詳しい内容については、裏面をご確認ください

★★★ このような場合はご注意ください ★★★

【もうすぐ66歳になる方】

⇒66歳の誕生日前に接種を受けてください。

(66歳になってから受けた場合、接種費用は全額自己負担になります)

【村外へ引っ越しをした方】

⇒補助の対象外になるため、この予診票では接種できません。

補助については、引っ越し先の市町村へお問い合わせください。

南箕輪村役場 健康医療課 医療保険係

TEL：0265-98-0470

肺炎球菌予防接種について

肺炎の原因菌として一番多いと言われている肺炎球菌のワクチン接種をすることで、肺炎の罹患予防や重症化予防の効果が期待できます。予防接種による効果が十分に持続する期間は5年程度とされています。長期的な効果を得たい場合は、5年ごとの接種をご検討ください。

予防接種費用の公費補助対象となるのは生涯に1回、対象年齢の間のみです。

肺炎球菌予防接種の副反応

接種部位の痛み、赤み、腫れ、筋肉痛や体のだるさ、発熱、頭痛などがみられる場合があります。まれにアナフィラキシーショック（じんましん、呼吸困難など）等の重い症状が現れることがあります。

予防接種を受ける前の注意事項

- ① 通知などをよく読み、肺炎球菌ワクチンの予防接種の必要性や副反応についてよく理解し、接種を希望するか判断してください。
- ② 予診票は確実に記入し、必ず署名をしてください。
- ③ 体調の良くない時は無理をせず、体調の良い時に予防接種をしましょう。
- ④ 接種は本人の希望により実施します。本人の意思が確認できない場合は、接種できません
- ⑤ 新型コロナ・インフルエンザの予防接種と同時に行えるかは、医師の判断によります。
- ⑥ 生活保護受給者の方は無料で接種できます。対象になる方は予診票に「個人負担金免除」とあります。対象になるのに印字が無い場合は、役場医療保険係までお電話ください。

予防接種を受けることができない方

- ① 接種当日、発熱（37.5度以上）している。
- ② 重篤な急性疾患にかかっている。
- ③ 肺炎球菌ワクチンの成分により、アナフィラキシーショックを起こしたことがある。
- ④ 放射線、免疫抑制剤等で治療中の方（免疫抑制剤による治療を受けられる方は、14日以上前までに肺炎球菌ワクチンの予防接種を行ってください。）
- ⑤ その他、医師に予防接種を受けるのは不適當であると判断された。

※医師の判断等により接種を中止し、その後に肺炎球菌に罹患したとしても、担当した医師にその責任を求めることはできません。

接種を受ける際に医師とよく相談してほしい方

- ① 心臓、腎臓、肝臓、血液の基礎疾患及び発育障がい等をお持ちの方。
- ② けいれんの既往歴がある。
- ③ 過去に免疫不全の診断がされた方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる。
- ④ 接種後2日以内に発熱した、または全身性発疹等のアレルギーを疑う症状がみられた方。
- ⑤ 肺炎球菌ワクチンの成分に対して、アレルギー反応を起こすおそれがある。

予防接種を受けた後の注意事項

- ① 予防接種後30分以内に、急な副反応が起こることがあります。また、接種後に重い体調不良を生じた場合は、すぐに医師の診察を受けてください。
- ② 接種当日の入浴は差しつかえありません。注射したところはこすらないようにしましょう。
- ③ 激しい運動や大量の飲酒はしないようにしましょう。

重い副反応が起こった時の補償について

接種後に疾病、障害、死亡などの健康被害を生じた場合には、予防接種健康被害救済制度によって、医療費の支給などが行われます。ただし、救済制度の対象となる健康被害は、厚生労働大臣が予防接種との因果関係を認定したものに限ります。

制度の申請は接種時に住民票のあった市町村へお問い合わせください。